

確認事項

2024/06/06 大阪市保健所

健康管理システム等標準化検討会
予防接種ワーキングチーム（第8回）
ベンダ分科会（第5回）合同追加開催
令和6年6月20日 【資料1】



検討会に臨むにあたって

労働力が絶対的に不足する2040年問題を見据えた対策がシステム標準化法の制定背景

- ・ デジタル化推進の取組として、次のものが示されている。
 - ・ 国・地方を通じた行政手続のデジタル化
 - ・ 「デジタル行政推進法」に定められた原則（デジタルファースト、ワンストップ等）を基に、国・自治体が協力しデジタル化を進める。
※デジタル化にあたっては従来の事務処理の見直し等が必要
 - ・ 地方公共団体の情報システムの標準化
 - ・ 裁量の余地の少ない基幹システムについては、標準的なシステムを利用する（＝システム標準化）

全体的な要望

国が整備するもの

- ・ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム（予予・請求システム）
- ・ 集合契約システム

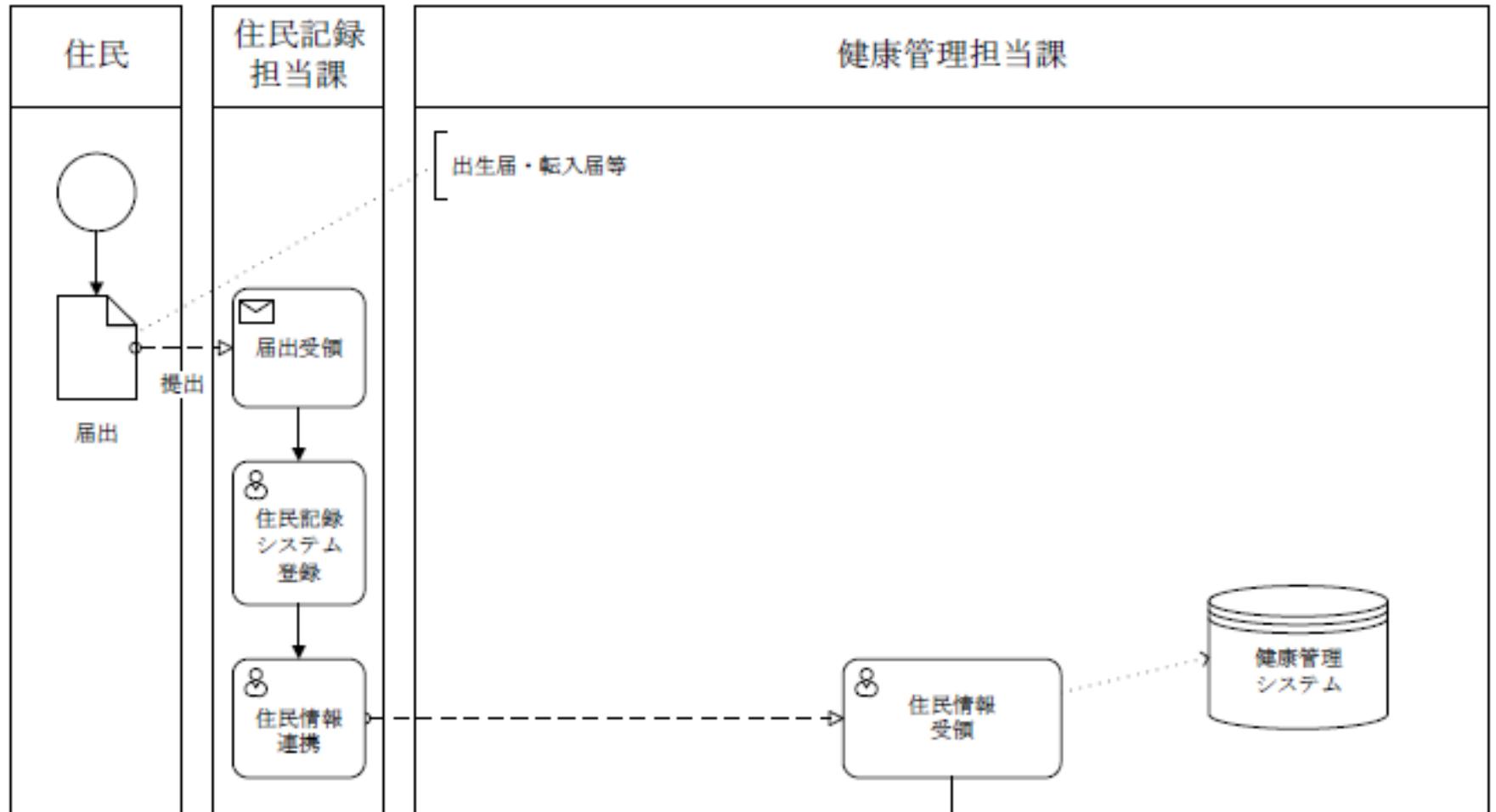
自治体が整備するもの

- ・ 健康管理システム

予防接種については、国が整備するシステム群においてワンストップで業務を行えるよう、整備することが大切と考えており、一本化できない技術的要件をケースごとに確認し、どうしてもシステム群においてカバーできない場合にのみ、自治体側で整備するというのが適切と考えている。

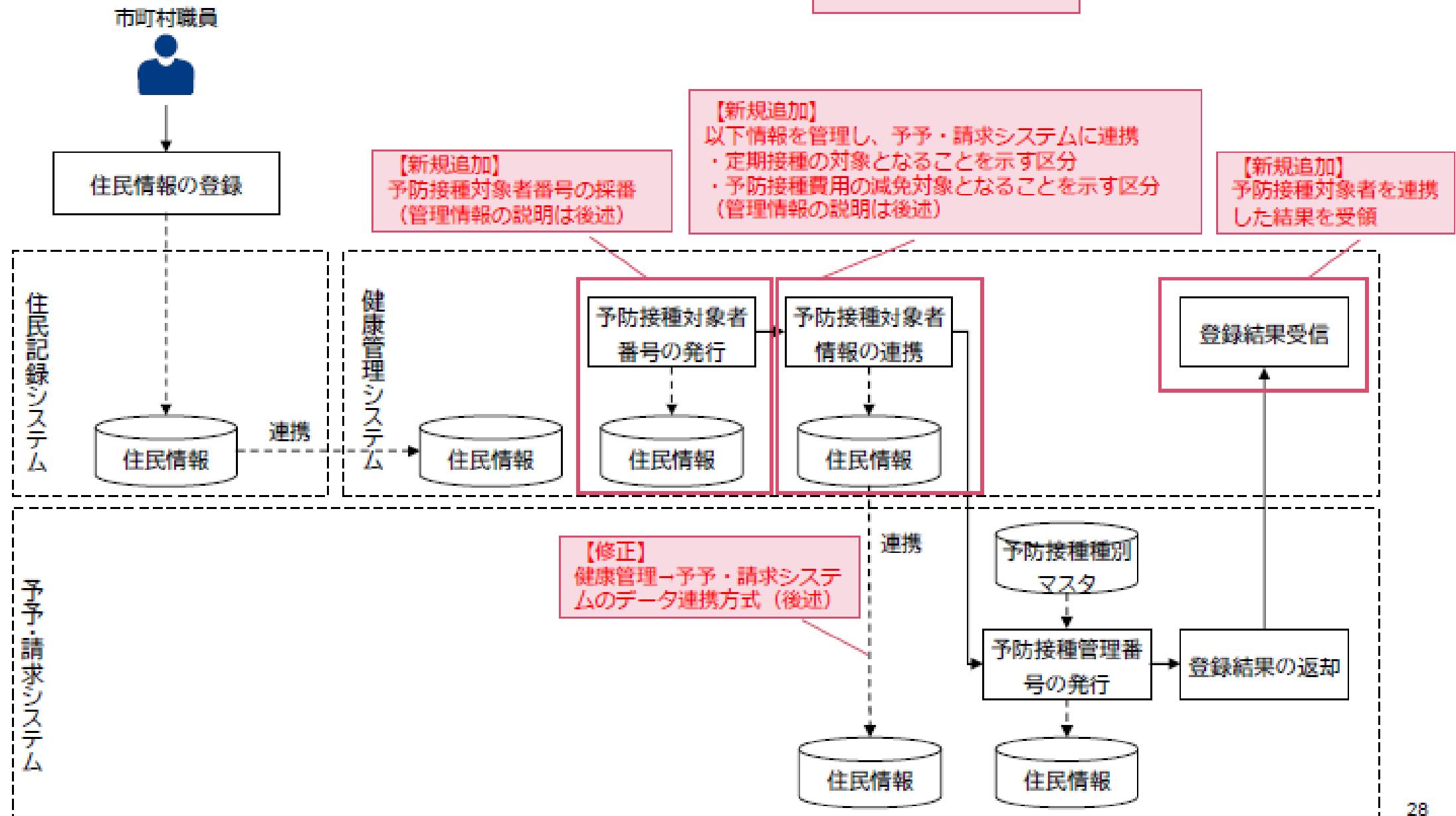
費用的な面においても、国システムのみを10年運用した場合の費用と、国システムに加え自治体システムを並行で運用した場合の費用を考慮した場合においても、一本化いただきたいと考えている。

別紙1_業務フローより 02接種対象者情報登録、03.接種対象者情報更新



接種対象者情報登録 ... 接種対象者を管理する番号を発行して連携する

住民情報の連携フローは
標準仕様書2.0版で追加済



健康管理システムを介する要素-1

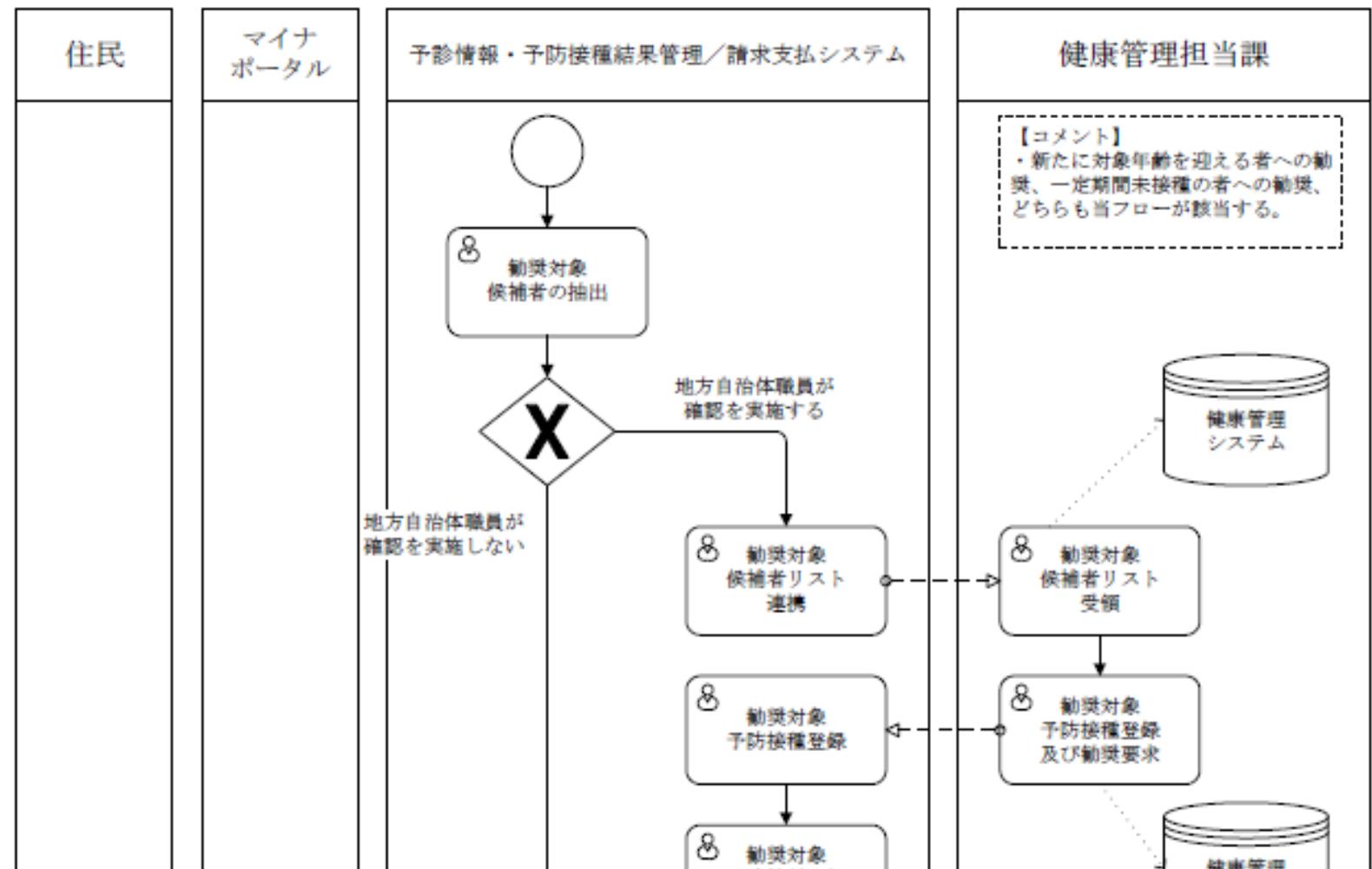
住民情報システムについて

- ・**住民情報を予予・請求システムに連携させるため**
- ・現在、健康管理システムが住民情報システムから住民情報を参照し、税や介護情報等もついでに別システムから参照をして、予予・請求システムに連携する仕組み
- ・**あらかじめ住民情報システムや介護情報に関連するシステムを、直接予予・請求システムに連携させることが技術的に難しい？**

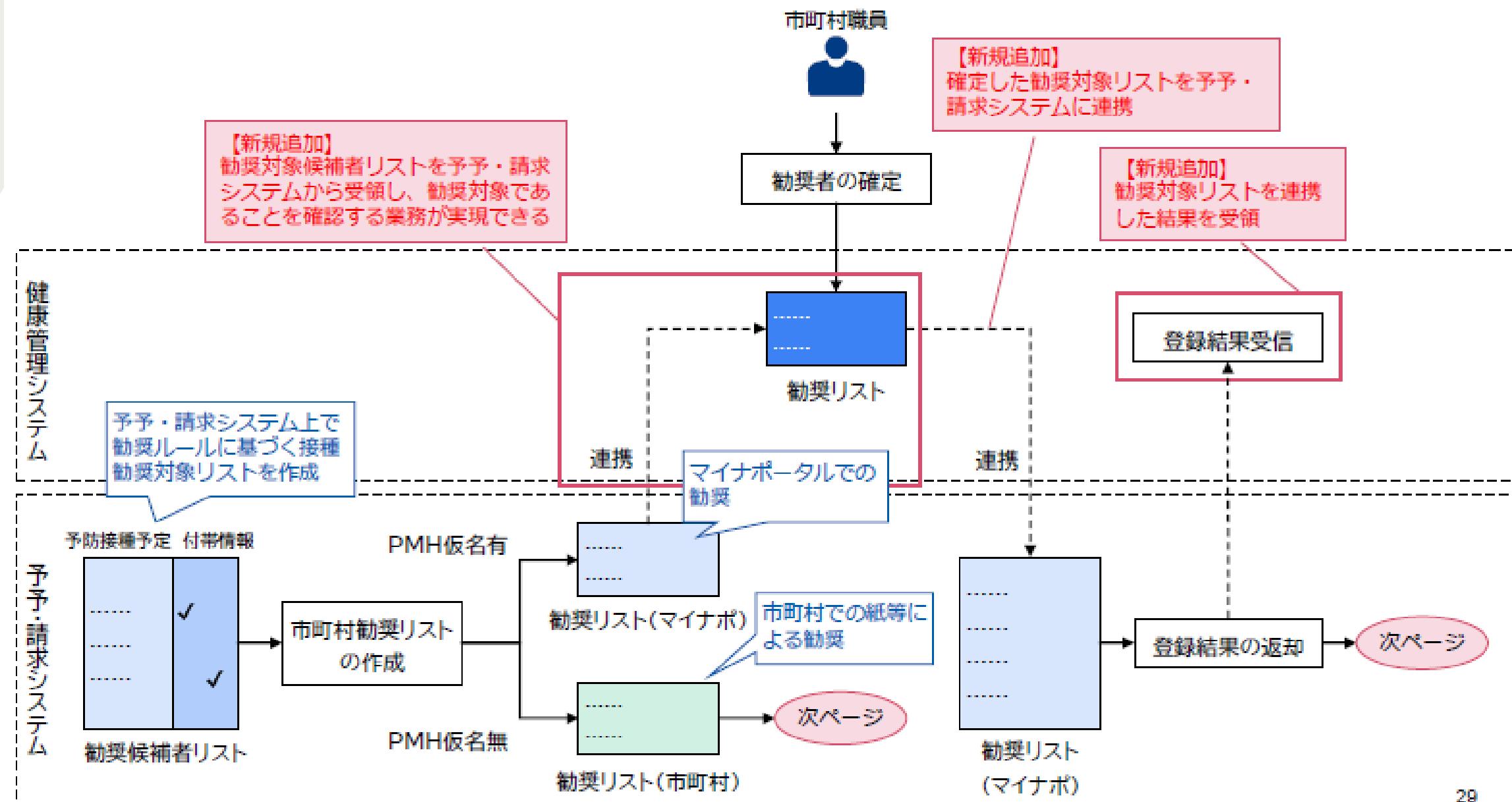
別紙1_業務フローより

04.接種勧奨（マイナポータル利用）

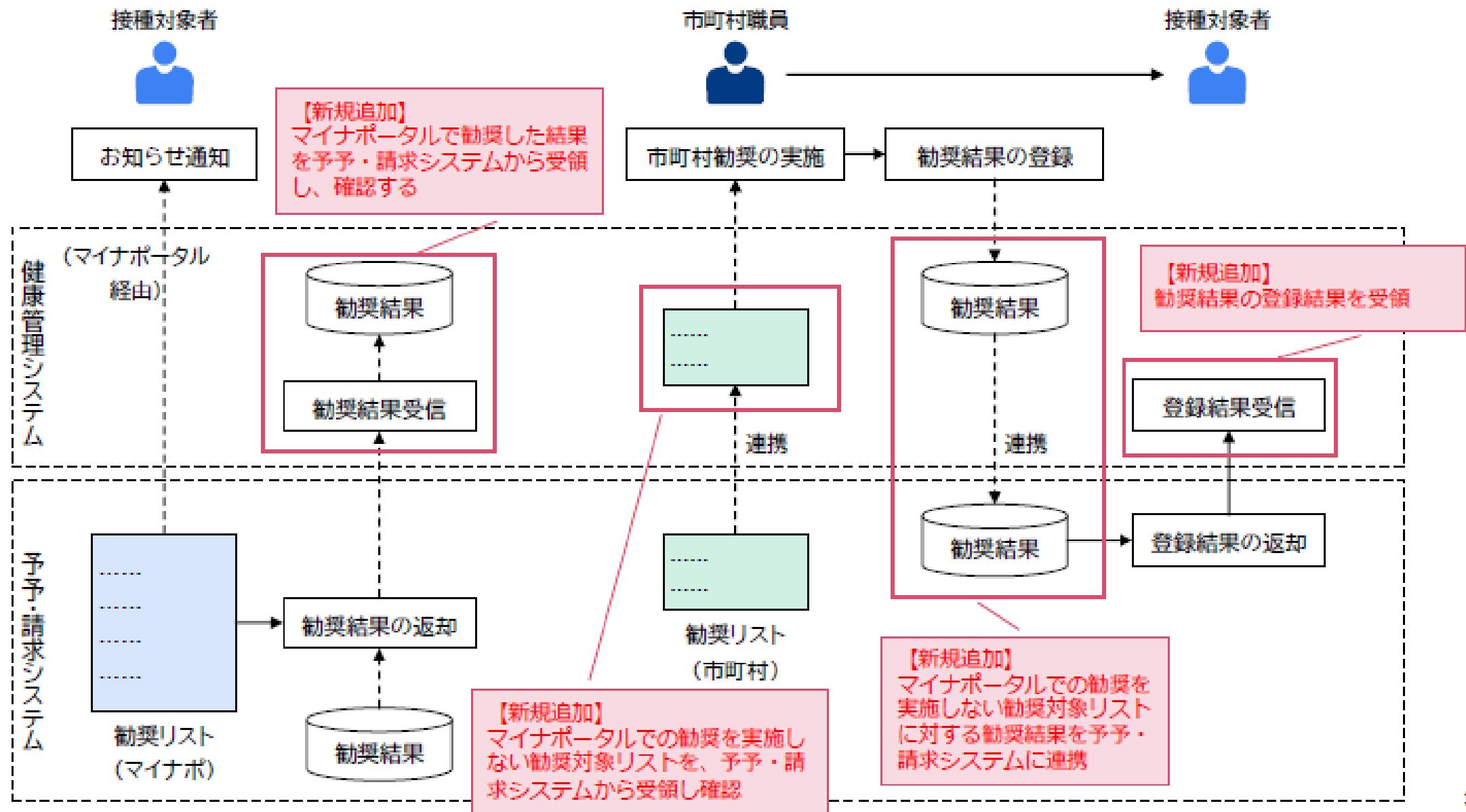
05.接種勧奨（マイナポータル利用なし）



接種勧奨 ... 予防接種をお知らせする対象を確定する (1/2)



接種勧奨 ... 予防接種をお知らせする対象を確定する (2/2)

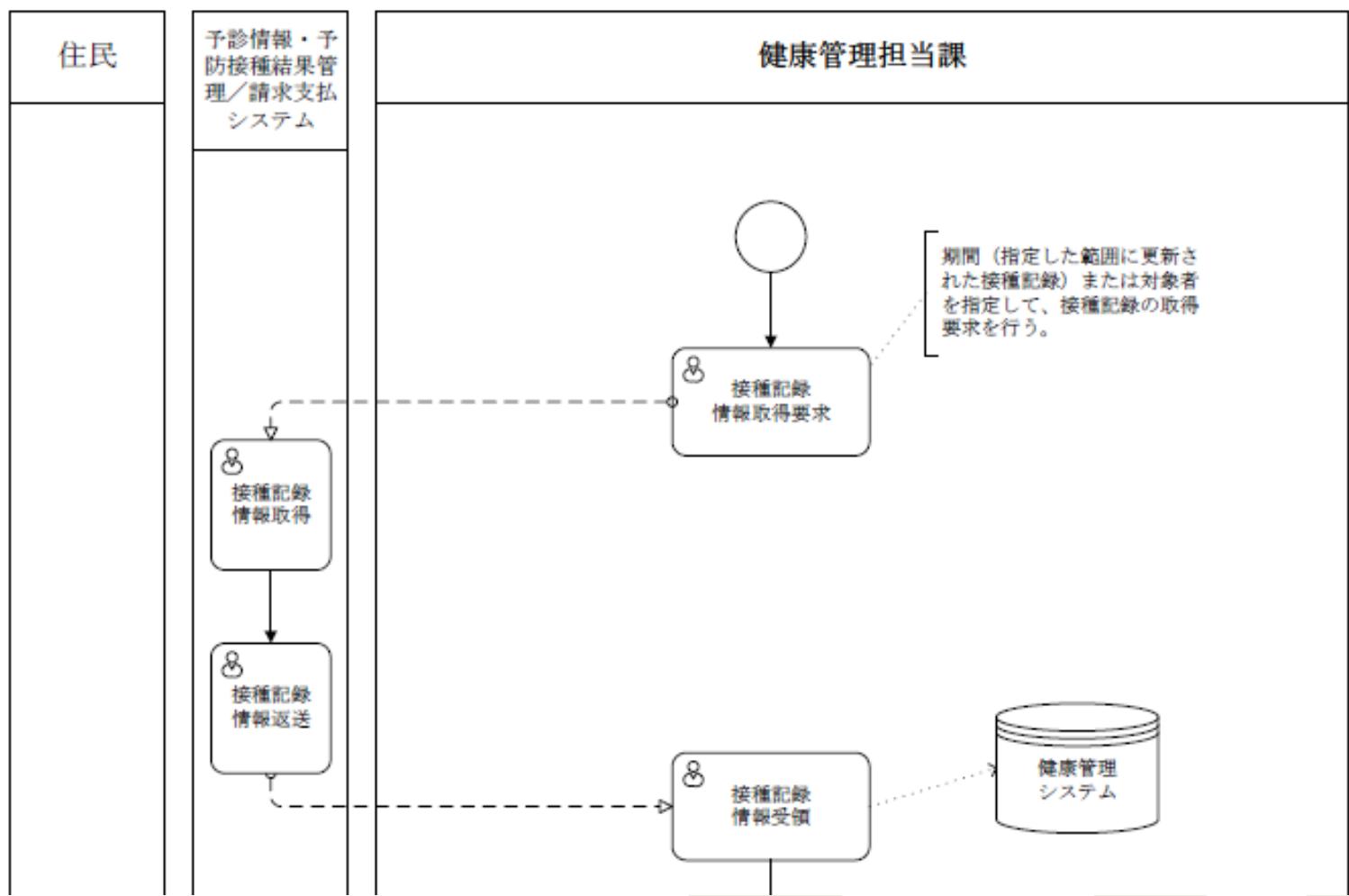


健康管理システムを介する要素-2

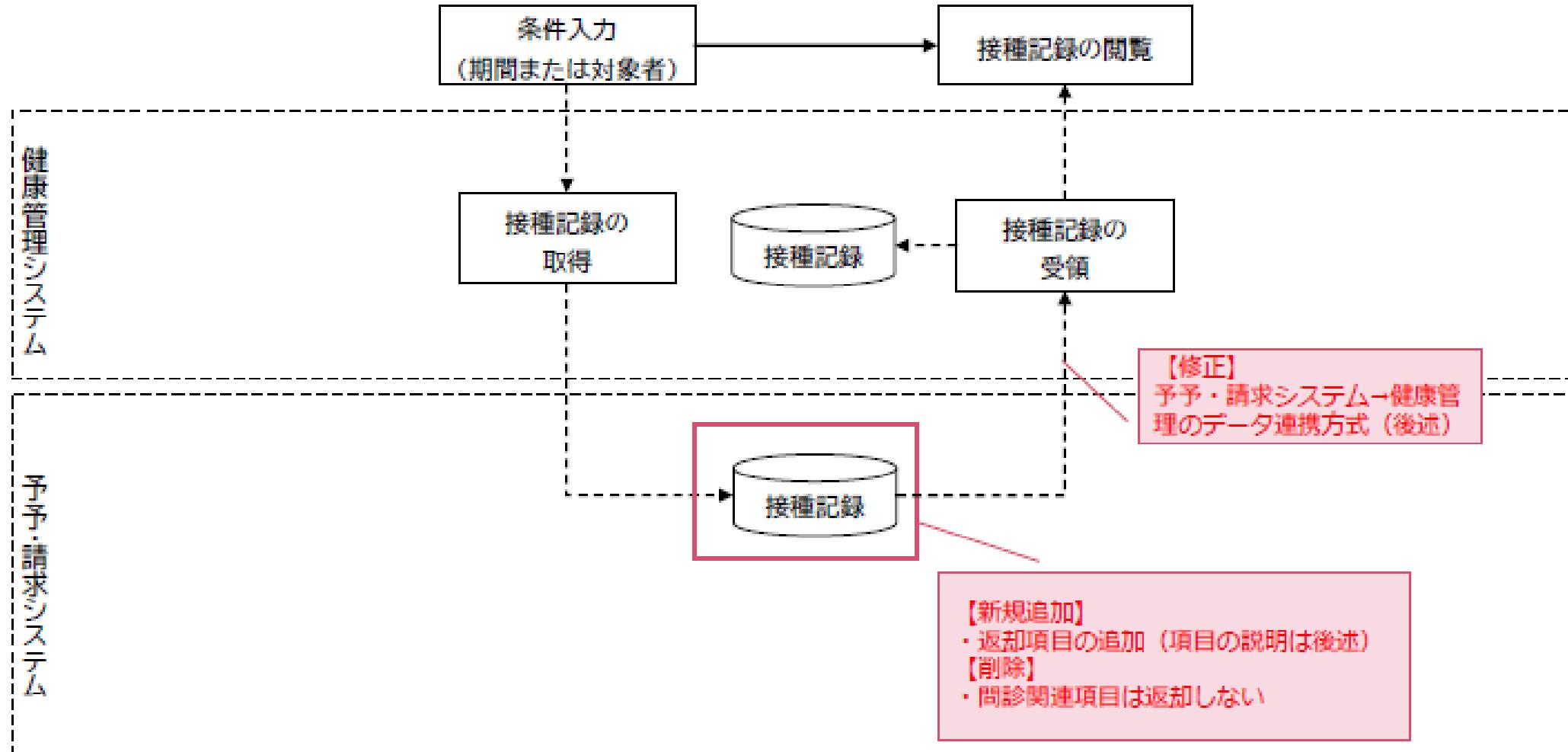
- 接種勧奨において予予・請求システムに個別送付フラグや除外フラグが無いため、健康管理システムでフラグを持ち、結果を送信するため？
- 管理するフラグを予予・請求システム側に持たせることは、技術的に難しい？**

別紙1_業務フローより

01.接種情報照会



市町村職員



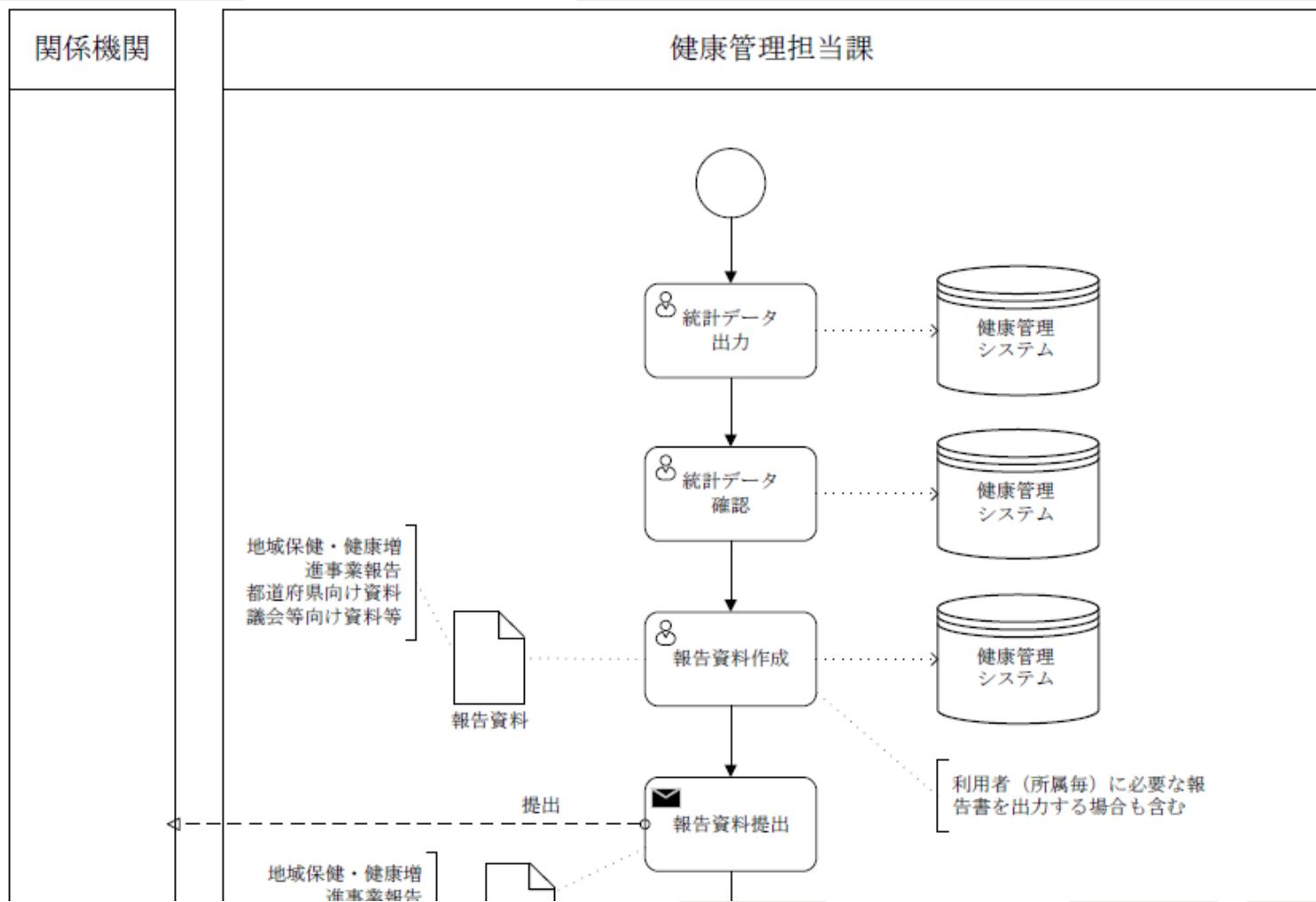
健康管理システム

予予・請求システム

健康管理システムを介する要素-3

- ・ 予予・請求システムにある接種情報を閲覧できないため、健康管理システムに結果を送ることでしか対応ができないため？
- ・ **予予・請求システム側で接種情報を閲覧する方法もしくはCSV等で抽出する方法を設けるのは技術的に難しい？**

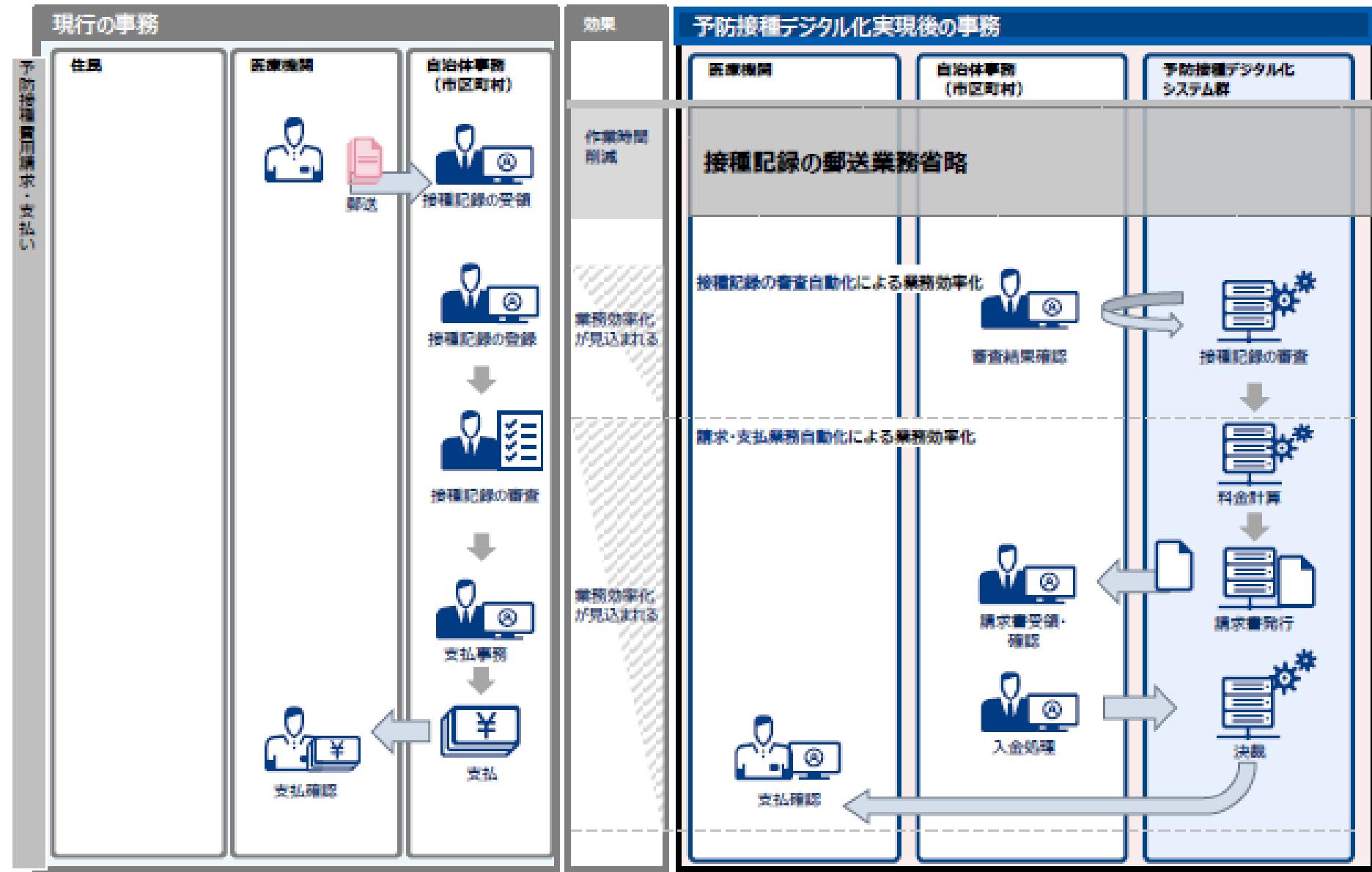
別紙1_業務フローより 01.報告資料作成



健康管理システムを介する要素-4

- ・ 予予・請求システムに接種情報が医療機関から蓄積され、報告をそこから厚生労働省が抽出すればスムーズになるものの、それができないため健康管理システムを介してしか報告ができないため
- ・ **予予・請求システム側に厚生労働省がデータを抽出するための方法が整備されていないのか**
- ・ **健康管理システムから自治体が報告をあげるよりも、厚生労働省が予予・請求システムからデータを参照するのが効率的であると考えられる**

D.予防接種費用請求・支払い

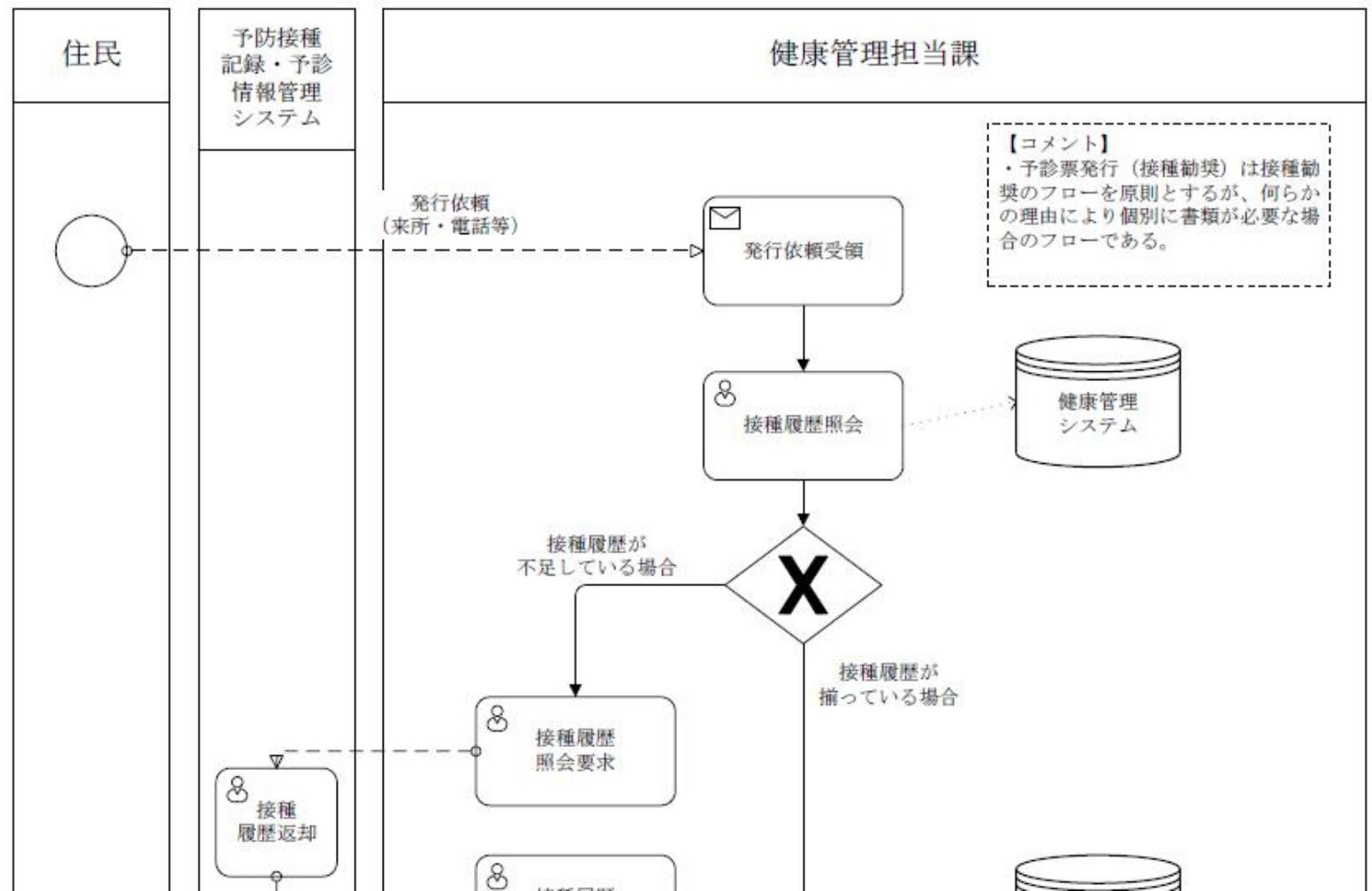


健康管理システムを介する要素-5

- 支払システムで、支払予定の情報を作成し、健康管理システムで結果受領後、支払い処理をしないと支払いができないため？
- 予予・請求システム側で、請求書発行しているため、確認作業も予予・請求システムでできると考えるが、技術的に難しい？**
- 入金処理についても、予予・請求システム側で完結するのも技術的に難しい？**

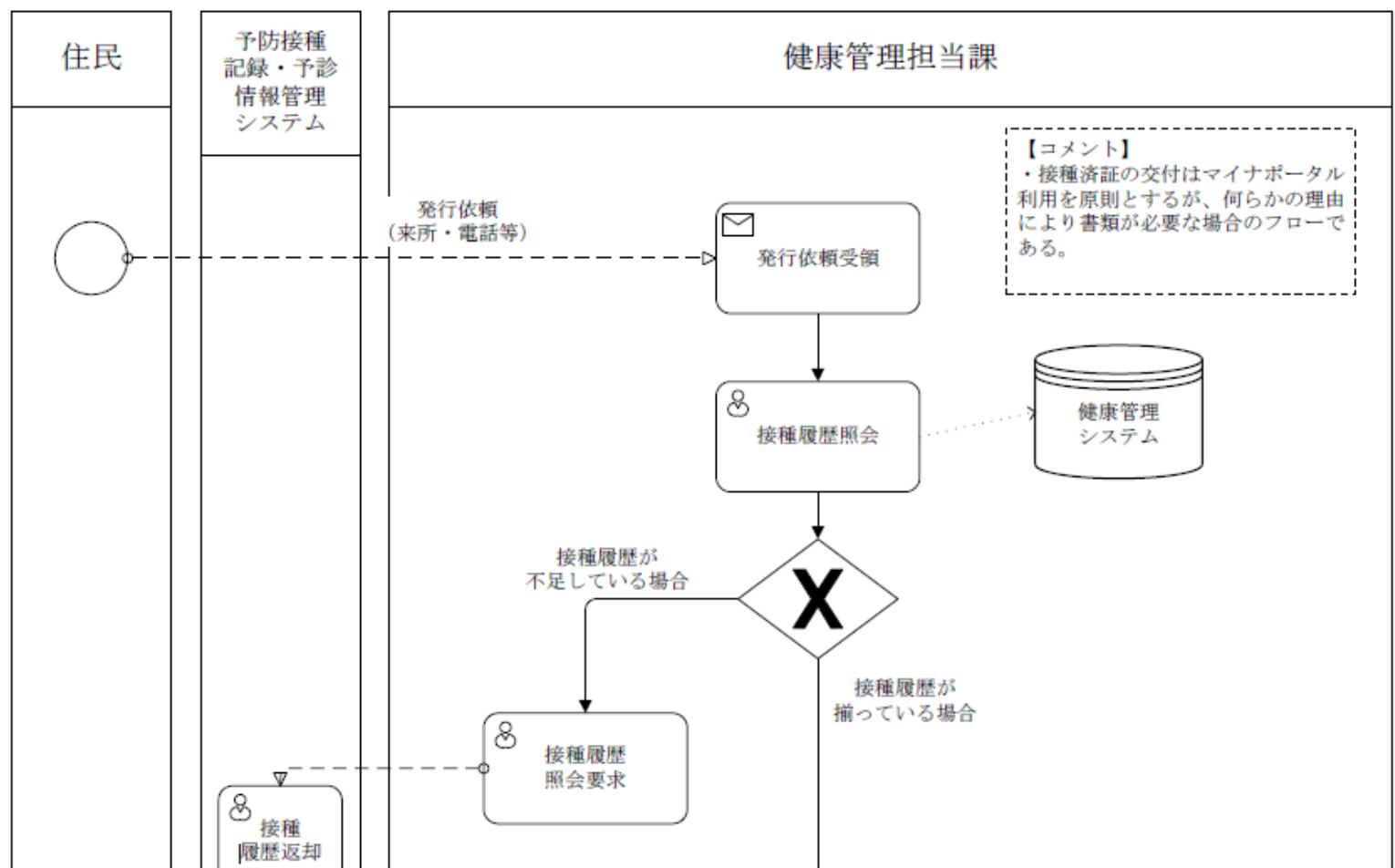
別紙1_業務フローより

06.窓口発行（書面）



別紙1_業務フローより

02.接種済証発行（書面）

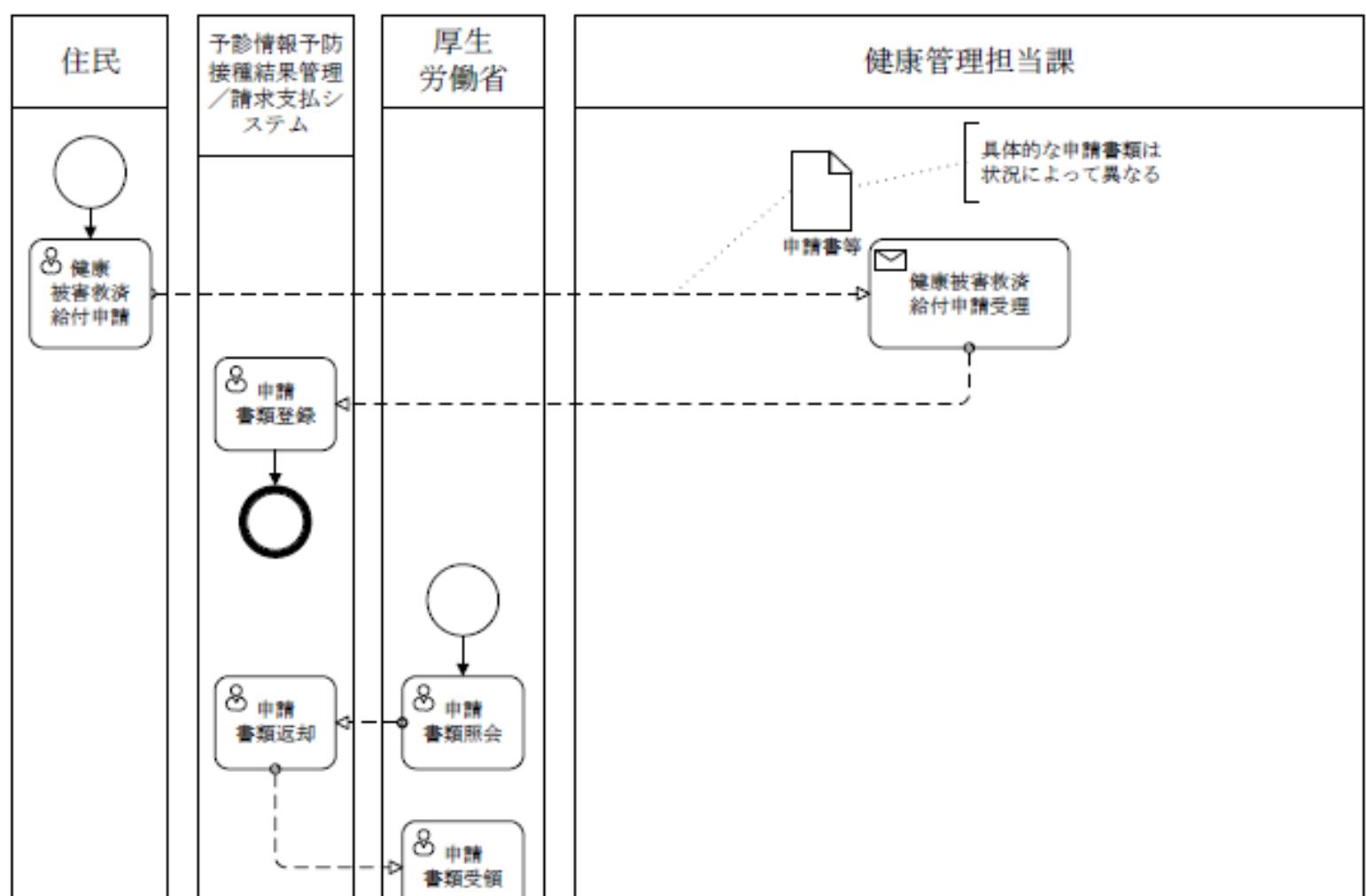


健康管理システムを介する要素-6

- ・ 予予・請求システムで、予診票や接種済証を接種情報から作成することができないため？
- ・ **予予・請求システム側で、接種情報をベースに予診票や接種済証を作成することは、様式を統一的に定めて印刷できるようにすることが想定されるが、技術的に難しい？**

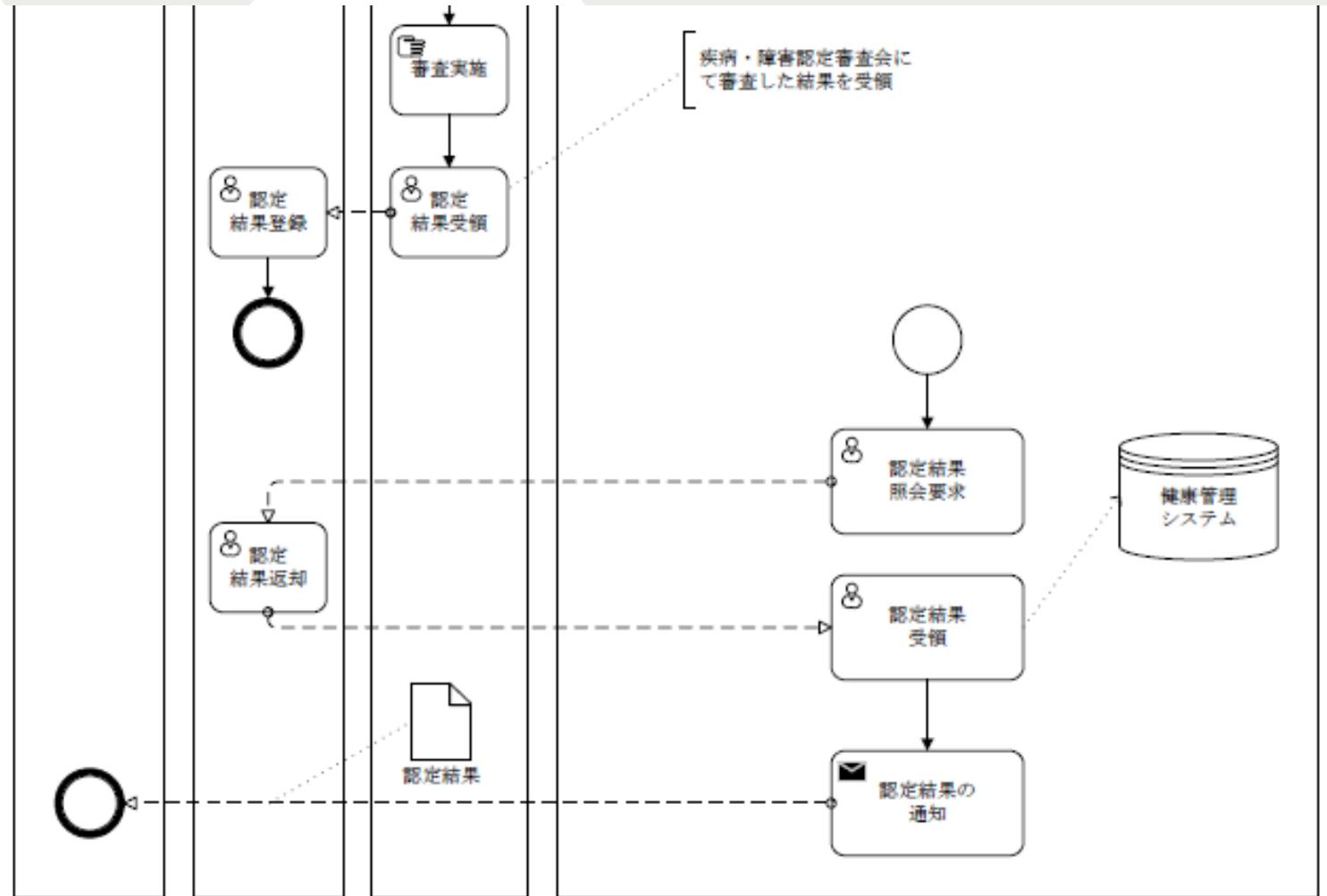
別紙1_業務フローより

03.健康被害救済制度



別紙1_業務フローより

03.健康被害救済制度



要望

- ・ 健康被害の対応で、煩雑なのは認定フローではない。
- ・ 給付金の支払いに係る通知書や支払データの作成や支払い処理がメイン
- ・ マイナンバーカードで口座情報が紐づけされているならば、通知書から入金までのフローを予予・請求システム側でカバーするのは技術的に難しい？